

平成 23 年度宇多津町人事行政の運営等の状況について

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 2 及び宇多津町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年宇多津町条例第 4 号）第 4 条の規定に基づき、平成 23 年度宇多津町の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

平成 24 年 10 月 1 日

宇多津町長 谷川 俊博

I 職員の任免及び職員数に関すること

1 職員の任免

（１）職員の任免状況（平成 23 年度、単位：人）

区分	任用				退職		
	採用	昇任	降任	転任	定年	勸奨	自己都合 その他
一般行政職	2				1	1	
技能労務職					1		1
保健師	1						
保育士						1	1
計	3				2	2	2

（２）採用試験の実施状況（平成 23 年度）

種類	区分	内容	職種等
競争試験	上級（大卒程度）	1 次試験 筆記試験 2 次試験 口述試験	一般行政職
競争試験	中級（短大卒程度）	1 次試験 筆記試験 2 次試験 口述試験	保健師

(3) 採用者数（平成 23 年度採用、単位：人）

試験の種類	試験の名称	試験区分	申込者数	採用者数
競争試験	上級（大卒程度）	一般行政	16	2
競争試験	中級（短大卒程度）	保健師	5	1

2 職員数

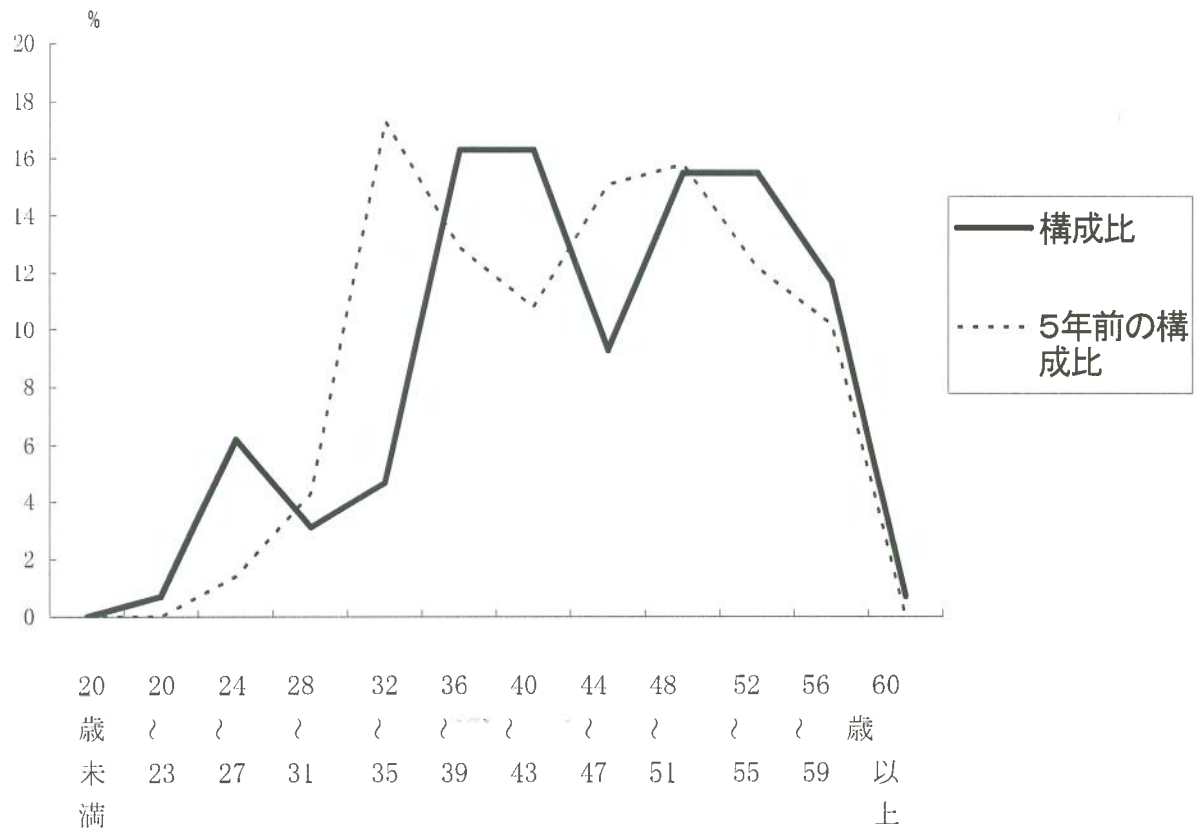
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年 4 月 1 日現在、単位：人）

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主な増減理由
			平成22年	平成23年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	▲ 4	配置換え・事務の統廃合縮小
		総務企画	24	24		
		税 務	8	8		
		民 生	31	27		
		衛 生	23	23		
		労働	1	1	1	業務量の増加
		農林水産	2	2		
		商工	4	5		
		土 木	8	8		
	計	102	99	▲ 3	<参考> 人口1,000人当たり職員数5.82人 (類似団体の1,000人当たり職員数6.73人)	
教育部門	16	18	2	業務量の増加		
消防部門						
小 計	118	117	▲ 1	<参考> 人口1,000人当たり職員数6.88人 (類似団体の1,000人当たり職員数8.80人)		
公 営 企 業 等	会 計 部 門	水 道	3	3		
		下 水 道	4	4		
		そ の 他	5	5		
小 計	12	12	0			
合 計			130 [136]	129 [136]	3 [0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（23年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	1人	8人	4人	6人	21人	21人	12人	20人	20人	15人	1人	129人

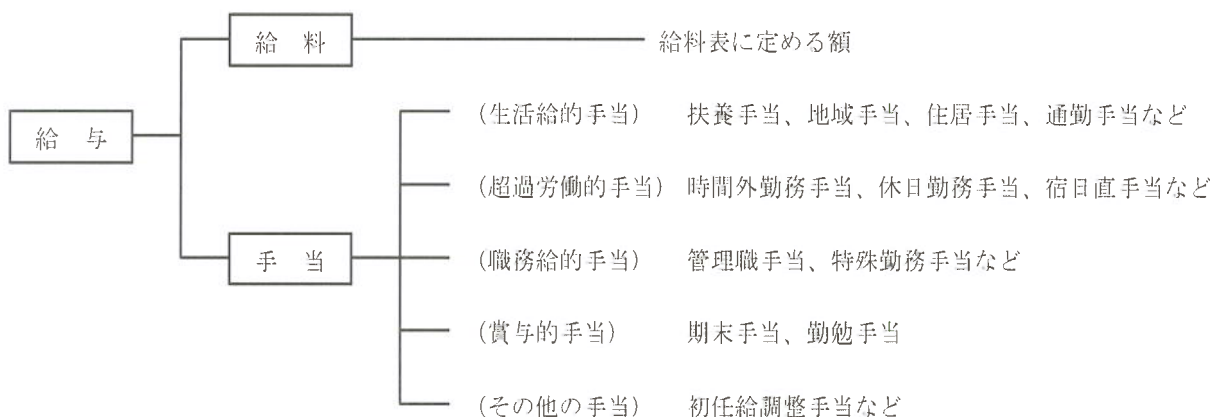
(3) 職員数の推移（単位：人・%）

区 分	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減
町長の事務部局の職員	112	108	107	110	107	▲11
議会の事務部局の職員	2	1	1	1	1	▲1
選挙管理委員会の事務部局の職員（兼務）	0	0	3	3	3	***
監査委員の事務部局の職員（兼務）	0	0	1	1	1	***
教育委員会の事務部局の職員	20	19	16	16	18	▲2
農業委員会の事務部局の職員（兼務）	0	0	2	2	2	***
公営企業の事務部局の職員	3	3	3	3	3	0
計	137	131	127	130	129	▲8

（注） 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

Ⅱ 職員の給与に関すること

(参考) 職員の給与体系



1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

(平成 23 年度)

区 分	住民基本台帳人口 (平成24年 3 月31現在)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成22年度の 人件費率
平成 23年度	人 17,518	千円 6,005,284	千円 442,101	千円 1,063,894	% 17.7	% 16.4

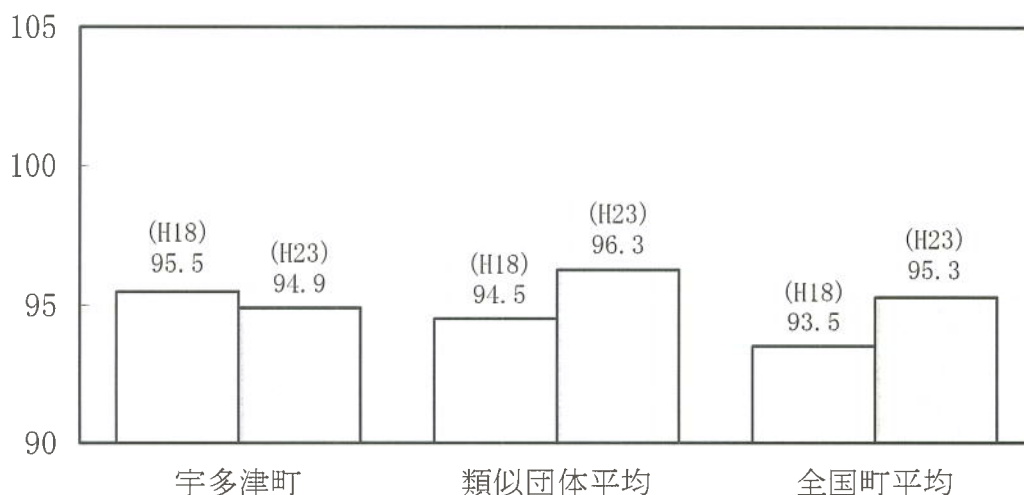
(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 平均 一人当たり給与費 5,851 千円 (平成22年度)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	
平成 23年度	人 115	千円 458,180	千円 61,259	千円 163,506	千円 682,945	千円 5,939	

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成 23 年 4 月 1 日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年４月１日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 一般行政職給料表の状況（平成23年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の 給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

- (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成23年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
宇多津町	46.2歳	346,308円	397,458円	361,400円
香川県	44.5歳	345,118円	405,667円	365,467円
国	42.3歳	327,205円	—	397,723円
類似団体	43.1歳	323,344円	377,923円	351,123円

②技能労務職

区 分	宇多津町					民間		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)	対応する似 職種	平均年齢	平均給与 月額
宇多津町	45.3 歳	20 人	304,343 円	326,308 円	—	—	—	—
うち用務員	39.8 歳	3 人	289,333 円	299,424 円	—	用務員	53.8 歳	209,700 円
うち清掃職員	45.7 歳	15 人	317,404 円	325,557 円	—	廃棄物処理 従業員	44.6 歳	290,600 円
香川県	53.8 歳	70 人	355,625 円	378,421 円	366,138 円	—	—	—
国	49.5 歳	3,689 人	283,862 円	—	321,662 円	—	—	—
類似団体	48.3 歳	13 人	287,269 円	311,840 円	300,179 円	—	—	—

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成 23 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区 分		宇多津町	香川県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	178,800円	172,200円
	高 校 卒	140,100 円	144,500円	140,100円
技能労務職	高 校 卒	140,100 円	133,100円	—
	中 学 卒	126,800 円	125,400円	—

(注) 国の一般行政職の初任給は、Ⅱ種採用者のものである。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区 分		経験年数10年以上～15年未満	経験年数15年以上～20年未満	経験年数20年以上～25年未満
一般行政職	大 学 卒	274,800円	299,900円	352,100円
	高 校 卒	***円	***円	293,700円
技能労務職	高 校 卒	232,800円	271,400円	298,100円
	中 学 卒	***円	210,800円	288,400円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	平成22年		平成23年	
		職員数	構成比	職員数	構成比
1級	主事補、主事、保育士、教諭	人 4	% 5.0	人 5	% 7.1
2級	・主任主事 ・相当高度な知識又は経験を必要とする保育士 ・相当高度な知識又は経験を必要とする教諭	人 3	% 4.3	人 2	% 2.9
3級	・主査 ・高度な知識又は経験を必要とする保育士 ・高度な知識又は経験を必要とする教諭	人 16	% 22.8	人 17	% 24.3
4級	主任、主任保育士、主任教諭、係長	人 20	% 28.6	人 19	% 27.1
5級	副所長、副園長、所長、園長、副主幹 課長補佐	人 14	% 20.0	人 12	% 17.1
6級	課長	人 13	% 18.6	人 15	% 21.4

(注) 1 宇多津町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(2) 昇給期間短縮の状況

平成21年度 昇給期間の短縮なし

平成22年度 昇給期間の短縮なし

平成23年度 昇給期間の短縮なし

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

宇 多 津 町	香 川 県	国
1人当たり平均支給額 (平成23年度) 1,435千円	1人当たり平均支給額 (平成23年度) 1,613千円	—
(平成23年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成23年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成23年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理監督加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当（平成23年4月1日現在）

宇 多 津 町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.50月分 30.55月分 勤続25年 33.50月分 41.34月分 勤続35年 47.50月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例加算 2%～20%加算 (退職時特別昇給 なし) 1人当たり平均支給額 3,583千円 23,725千円	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.50月分 30.55月分 勤続25年 33.50月分 41.34月分 勤続35年 47.50月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例加算 2%～20%加算

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

なし

(4) 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成23年度決算）		366千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）		26,000円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成23年度）		10.9%	
手当の種類（手当数）		6種類	
手当の名称	主な支給対象業務	主な支給対象職員	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	伝染病防疫作業に従事する職員が伝染病の発生又は発生のおそれがある場合で伝染病患者若しくは疑いのある患者の救護等の作業又は家畜に対する防疫作業	一般行政職	500円以内/件（1件増すごとに200円）
用地交渉等業務手当	職員が土地の取得、又は漁業権に係るものに関して現地での交渉に従事	一般行政職	1,000円/日（深夜1,300円）
行旅病人等収容作業従事職員特殊勤務手当	行旅病人又は行旅死亡人の収容作業に従事	一般行政職	500円以内/件（死亡1体1,000円以内）
自動車等整備手当	公用車の運転及び整備業務に従事	技能労務職	3,000円以内/月
犬、ねこ等死体収容作業従事職員特殊勤務手当	住民生活課に勤務する職員にして、犬、ねこ等死体収集作業に従事	技能労務職	700円/件
一般職の職員で町長において特に必要と認められるものの特殊勤務手当	職員がその職員を遂行するにあたり著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事	一般行政職	給料月額 $\times$ 3/100以内

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成23年度決算）	16,054千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度）	124.45千円
支給実績（平成22年度決算）	22,073千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度）	190.30千円

(6) その他の手当（平成23年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給月額
扶養手当	配偶者 13,000円、配偶者非扶養 6,500円、配偶者なし 11,000円、特定期間加算5,000円	同じ		11,431千円	19,100円
住居手当	12,000円を超え23,000円以下（家賃-12,000円）、23,000円を超え55,000円未満（家賃-23,000円×1/2+11,000円）、家賃55,000円以上（27,000円）他	同じ		3,336千円	25,600円
通勤手当	略	同じ		3,622千円	5,900円
管理職手当	課長級（60,300円）、課長補佐級（39,330円・31,464円）	異なる		18,345千円	48,200円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給、勤務1回につき4,200円	同じ		4,131千円	6,500円

（注） 「支給職員1人当たり平均支給月額」とは、地方公務員給与実態調査において明らかにされたものである。

6 特別職の報酬等の状況（平成23年4月1日現在）

区 分			給 料	月 額	等
給 料	町 長		384,500円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副 町 長		(769,000円)	860,000円/505,000円	
報 酬	議 長		596,000円	715,000円/448,000円	
	副 議 長		(円)		
	議 員		365,000円	420,000円/218,000円	
	副 議 員		(円)	360,000円/174,000円	
期 末 手 当	町 長		320,000円	345,000円/156,000円	
	副 町 長		(円)		
退 職 手 当	町 長		(平成23年度支給割合)	2.95月分	
	副 町 長		(平成23年度支給割合)	2.95月分	
退 職 手 当	町 長		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長		給料月額×17.52 給料月額×10.56	13,472,880円 6,293,760円	1期ごと 1期ごと

（注）1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

Ⅲ 職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること

職員（技能労務職員及び企業職員を除く。）の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないよう考慮して条例で定められています（地方公務員法第 24 条第 4 項、第 6 項）。

1 勤務時間（平成 23 年 4 月 1 日現在）

開 始 時 刻	8 時 3 0 分
終 了 時 刻	1 7 時 1 5 分
休 憩 時 間	6 0 分 (1 2 時 0 0 分～1 3 時 0 0 分)
週 休 日	土曜日、日曜日
1 週間の正規の勤務時間	3 8 時間 4 5 分

(注) 1 休憩時間は、正規の勤務時間に含まれない。（地方公務員の場合は、労働基準法第 34 条の規定により労働時間が 6 時間を超える場合に少なくとも 45 分の休憩時間を与えなければならないこととなっている。）

2 その他の勤務条件

(1) 休暇（平成 23 年 4 月 1 日現在）

休暇の種類		事 由	期 間	給料
年次有給休暇		一の年ごとにおける休暇	年 2 0 日	有給
病 気 休 暇		負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	公務上の傷病の場合 やむを得ないと認められる必要最小限度の期間	有給
			私傷病の場合 9 0 日	
特別休暇	選挙権等の行使	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間	有給
	出頭休暇	証人、鑑定人、参考人等として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間	有給
	骨髄液の提供	骨髄液の提供する場合に必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ない場合	必要と認められる期間	有給
	生理休暇	生理日において勤務が著しく困難である女子職員が申し出た場合	2 日の範囲内で必要と認められる範囲	有給
	結婚休暇	結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事に伴う場合	町長が定める連続する 5 日の範囲内	有給
	産前休暇	6 週間以内に出産する予定である場合	出産の日までの申し出た期間	有給
	産後休暇	女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間	有給
	子の看護のための休暇	中学校就学前の子を養育する職員が、その子の看護をする場合	一の年において 5 日以内	有給

休暇の種類	事 由	期 間	給料
介 護 休 暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	6月の期間内で必要と認められる期間	無給

(2) 育児休業制度（平成 23 年 4 月 1 日現在）

種 類	事 由	期 間	給料
育 児 休 業	3 歳に満たない子を養育する職員	子が 3 歳に達する日までのうち職員が希望する期間	無給
部 分 休 業		1 日を通じて 2 時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間	無給

IV 職員の分限及び懲戒処分に関すること

分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対してなされる処分であり、制裁的意味合いはありません。任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することのできるのは、①勤務実績がよくない場合、②心身の故障のため職務遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、③その他その職に必要な適格性を欠く場合等であり、また、休職にすることができるのは、①心身の故障のため、長期の休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合等とされています（地方公務員法第 28 条）。

一方、懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的とする制裁的処分です。任命権者は、職員が、①地方公務員法又はこれに基づく条例若しくは規則等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれか 1 つに該当するときは、懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができますとされています（同法第 29 条）。

1 分限処分の状況（平成 23 年度）

1 名 休職 心身の故障のため

2 懲戒処分の状況（平成 23 年度）

2 名

V 職員の服務に関すること

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません（地方公務員法第 30 条）。

この服務の根本原則を具体的に実現するため、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（同 32 条）、信用失墜行為の禁止（同 33 条）、職務上知り得た秘密を守る義務（同 34 条）、職務に専念する義務（同 35 条）、政治的行為の制限（同 36 条）、争議行為等の禁止（同 37 条）、営利企業等の従事制限（同 38 条）などさまざまな制約が課されています。

営利企業等従事許可の状況（平成 23 年度）

内容	件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ねることの許可	0 件
自ら営利を目的とする私企業を営むことの許可	0 件
報酬を得て事業又は事務に従事することの許可	0 件

VI 職員の研修及び勤務成績の評定に関すること

職員には、公務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない、地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めることとされています（地方公務員法第 39 条）。

また、任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければなりません（同法第 40 条第 1 項）。

1 職員の研修（平成 23 年度）

区分		派遣先等	対象者	修了者数 (人)
一般研修	階層別研修等	香川県自治研修所	全職員	28
	税務研修等	民間機関	全職員	7
全体研修	メンタルヘルス研修	当町	全職員	35
	「fasebook」研修	香川短期大学	全職員	10
	人権同和研修	当町	全職員	50

2 勤務成績の評定

(1) 勤務成績の評定制度の概要（平成 23 年 4 月 1 日現在）

評定の目的		宇多津町人材育成基本方針に基づく、職員の資質及び能力向上を目的とする。
評 定 方 法		宇多津町人事考課制度により評定を行う。 原則、単年度単位で業績（目標管理により評定。ただし、技能職を除く。）、職務遂行能力、執務態度をそれぞれ評定し、その総合計で判断を行う。
評 定 者		各補職に伴い、副町長、教育長、課長級、課長補佐級、主任技師
対象職員	職 種	129 人
	職 位	129 人

(2) 勤務成績の評定結果の活用（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区分		具体的内容
任用管理	昇任・昇格	検討中。
	配置転換	〃
	降任・免職	〃
人材育成		人事考課制度の目標管理での運用の中で活用を行う。
給与上の 処 遇	昇給	人事考課制度の評点結果により、毎年 1 月 1 日の昇給時で昇給号数を決定する。
	勤勉手当	支給月数に成績率を乗じた基準が 0.445 から 1.38 の範囲で決定する。（ただし、1 級、2 級に該当する職員は、0.675 を下回らない。）

VII 職員の福祉及び利益の保護に関すること

1 福利厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施しなければなりません（地方公務員法第 42 条）。

また、共済制度は、職員又はその被扶養者の事故（病気、負傷、出産、死亡、災害等）に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度であり（同法第 43 条第 1 項）、具体的には地方公務員等共済組合法によって香川縣市町村職員共済組合が制度を運用、実施しています。福利厚生の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区分	内容
職員の保健等に関すること	○職員健康診断 平成 23 年度決算額 653,839 円 ・ 定期健康診断 平成 23 年度受診者数 71 人 ・ 人間ドック 平成 23 年度受診者数 99 人
香川縣市町村職員共済組合	○短期給付 公務外の病気やケガの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付 ○長期給付 退職共済年金、障害共済年金・一時金、遺族共済年金 ○福祉事業 保健事業（健康診断助成、保養宿泊施設利用助成など）、宿泊事業（共済組合直営施設の利用助成）、貯金事業（普通貯金の受入れ）、貸付事業（普通貸付、住宅貸付、災害貸付、医療貸付、入学・修学貸付など）
香川縣市町村職員互助会	○会員掛金 1,000 円/月 ○市（町）負担金 平成 23 年度決算額 1,575,000 円 一人あたり 1,000 円/月 ○公費負担率 50% ○補助金対象事業 人間ドック助成、ライフプラン助成など ○掛金のみで実施する事業 給付事業（入学祝金、死亡一時金など）

2 公務災害補償

地方公共団体は、職員が公務上又は通勤途上で負傷、疾病、死亡等の災害を受けた場合は、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償する義務を負います（地方公務員法第45条第1項）。具体的には地方公務員災害補償法に基づき、専門的機関として設置された地方公務員災害補償基金によって補償事務が行われています。

公務災害等の認定状況（平成23年度）

公務災害	通勤災害	計
3 件	0 件	3 件

3 措置要求・不服申立て

職員は、公平委員会に対して、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置が執られるよう要求することや（地方公務員法第46条）、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたと思うときは不服申立てをすることができます（同法第49条の2第1項）。

公平委員会とは、長から独立した合議制の専門的人事行政機関として置かれるもので、これらの要求や処分が適当であるかを審査し、必要な場合は勧告や指示をすることができます。

（なお、宇多津町では地方公務員法第7条第4項に基づき、この公平委員会に係る事務処理を香川県人事委員会に委託しています。）

（1）勤務条件に関する措置の要求の状況

なし

（2）不利益処分に関する不服申立ての状況

なし